

宣言3

予防・健康づくりに向けて、47都道府県の保険者協議会
すべてが地域と職域が連携した予防に関する活動を実施する。

	大項目	達成要件	2019年度の 達成数	【参考】 更なる取組 の達成
		小項目		
1	特定健診・保健指導の 実施率向上	特定健診・保健指導の実施率向上に向けて、実施率の高い保険者の取組例の共有や、保険者共同での広報活動（ポスター作成、住民や医療関係者への働きかけ等）を行っている。 集合契約の連絡調整に加えて、被用者保険の被扶養者向け健診と自治体のがん検診等の同時実施や、保険者での独自のがん検診等の実施など、健診の魅力を高めるための保険者と医療関係者との連絡調整を広く行っている。 被用者保険の特定健診と国保・市町村の住民健診の共同実施など、都道府県内の保険者共同での健診実施や、保険者間での健診実施の委託契約の締結に向けて、保険者協議会が連絡調整や支援をしている。	47	39
2	保険者横断的な医療費 の調査分析	国保データベース（KDB）システム等を活用した調査分析の研修会や被用者保険者等への分析結果の提供、管内の保険者によるデータヘルスの取組事例の共有など、保険者によるデータヘルスの効果的な取組を広げている。 データの提供が可能な保険者から医療費データを取得するなど、保険者横断的な医療費や医療サービスの利用状況等に関する分析を行い、各保険者への分析結果の提供などを行っている。 【更なる取組】医療費の調査分析等のための人材育成を行う。	47 —	46
3	特定健診データの 保険者間の移動の推進	特定健診・保健指導は、医療費適正化の観点から保険者が共通で取り組む法定義務の取組である。加入者が移動した場合、法令上、旧保険者は現保険者の求めに応じて特定健診データを提供しなければならないとされていることの重要性を認識し、国が整備した様式やルールの周知など、管内の保険者に対する働きかけを行っている。	47	47
4	保険者横断的な 予防・健康づくり等 の取組	健康教室やウォーキング大会の共同開催や協賛、後発医薬品の使用促進、受動喫煙防止の働きかけ、医療資源を大切に患者教育など、保険者横断的な予防・健康づくりや医療費適正化等の活動をしている。 【更なる取組】住民の健康増進について、医療関係者、企業、大学等の幅広い関係者と課題や認識を共有し、行政と民間が協力しながら住民に働きかけ、取組を進める観点から、制度や組織の垣根を超えて、広く産官学の関係者が一体となって健康づくりを推進する。例えば、都道府県等が中心となり「地域版日本健康会議」（又はこれに類する会議体）を、保険者協議会と連携しながら開催する、又は当該関係者の参画及び助言を得ながら保険者協議会を開催する。 【更なる取組】保険者協議会の事務局を、都道府県が自ら担う、又は国民健康保険団体連合会と共同で担っている。	47 — —	47
(5)	後発医薬品の使用促進や 重複投薬等の適正化 のための取組	【更なる取組】後発医薬品の使用促進または重複投薬等の適正化について、後発医薬品協議会や地域の医療関係者と連携した取組（例えば、後発医薬品の使用率の実態調査や重複投薬等の適正化の先進事例の共有等）を行っている。	—	44
宣言を達成した保険者協議会の数			47	37

47すべての保険者協議会が宣言を達成。このうち37では、更なる取組も達成。

- 2019年度の達成：1～4の大項目すべて達成した場合に宣言3を達成。小項目が複数ある大項目1・2については、小項目1つ以上の達成で大項目を達成とする。
- 更なる取組：地域でのより一層の取組の推進を目指して宣言の達成要件に加え2018年度から更なる取組の要件を設定。具体的には、大項目2・4に小項目の取組を追加し、また大項目5の取組を追加。その上で小項目が複数ある大項目1・2・4については、小項目2つ以上の達成で大項目を達成とする。